

# 第22回成田市農業委員会総会議事録

令和7年4月11日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和7年4月11日(金)  
午後2時30分から午後4時25分

2. 開催場所 成田市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長 諏訪 恵 昨

1番	木村 知子	10番	森川 光江
2番	大竹 卓	11番	矢崎 光二
3番	宮城 敏彦	12番	萩原 孝次
4番	田中 敏雄	13番	小川 美智子
5番	浅井 弘一	15番	宇井 甲司郎
6番	京相 稔	16番	泉水 厚子
7番	加藤 茂	17番	藤崎 明
8番	渡邊 義行	18番	坂田 一郎
9番	諏訪 和恵	19番	湯浅 恵介

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(令和7年4月)について  
議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	洪	沢	淳
主幹兼振興係長	鎌	形	清人
農地係長	椎	名	俊亮
主査	青	柳	紀生
副主査	渡	邊	里美
主任主事	伊	藤	和輝

8. 傍聴人

なし

**○議長（諏訪会長）** 本日の出席委員は19名全員です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第22回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

**○議長** 議案の審議に先立ちまして、3月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、8番 渡邊 義行 委員、9番 諏訪 和恵 委員 の兩名を指名いたします。また、書記に 鎌形 主幹 兼 振興係長 を任命します。

**○議長** それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年4月）について

議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告4件でございます。

**○議長** 始めに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、浅井委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

（浅井 委員 退室）

**○議長** それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

**○議長** 渋沢事務局長

○**渋沢事務局長** 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。  
全体で16件の申請がございました。

① 売買でございます。8件の申請でございます。

1番、台方にお住まいの譲受人が、船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の田2筆、合計283㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「購入予定の自宅に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、土室にお住まいの譲受人が、米野にお住まいの譲渡人が所有する、米野の畑2筆、合計164㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「移転先の自宅に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「経営規模を縮小したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

3番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、桜田にお住まいの譲渡人が所有する、所の畑1筆、1,493㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「後継者もいないため、申請地を譲渡し、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

4番、加良部にお住まいの譲受人が、吉岡にお住まいの譲渡人が所有する、吉岡の畑1筆、7,072㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「成田空港の用地買収地の代替地として、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、宝田にお住まいの譲受人が、名古屋にお住まいの譲渡人が所有する、長沼の田1筆、2,000㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、

総会資料5ページに案内図がございます。

6番、西大須賀にお住まいの譲受人が、四街道市及び山梨県西八代郡市川三郷町にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、789㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅に近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、譲渡したい」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

議案集5ページでございます。

7番、宝田にお住まいの譲受人が、譲渡人である下福田の法人が所有する、宝田の田1筆及び畑1筆、合計749㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅に近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

8番、成毛にお住まいの譲受人が、青山にお住まいの譲渡人が所有する、青山の畑1筆、525㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「移転先の自宅に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、譲渡したい」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

続きまして、②交換でございます。2件の申請がございました。

1番と2番は、相互に関係がございますので、一括してご説明させていただきます。

北須賀にお住まいの譲受人と譲渡人がそれぞれ所有する、北須賀の田1筆、638㎡と、同じく北須賀の田1筆、991㎡を、交換により取得したいという申請でございます。

譲受人及び譲渡人の事由は、相互に、「耕作及び管理において、利便性が増すため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書がそれぞれ添付されており、総会資料9ページ及び10ページに案内図がございます。

続きまして、③贈与でございます。4件の申請がございました。

1番、伊能にお住まいの受贈者が、同じく伊能にお住まいの贈与者が所有する伊能の田2筆、合計1,258㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「贈与者の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「耕作できないため、贈与する」というもので、総会資料11ページに案内図がございます。

2番、伊能にお住まいの受贈者が、同じく伊能にお住まいの贈与者が所有する伊能の田1筆、805㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「贈与者の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「耕作できないため、贈与する」というもので、総会資料12ページに案内図がございます。

議案集7ページでございます。

3番、臼作にお住まいの受贈者が、伊能にお住まいの贈与者が所有する松子の田3筆、合計713㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「贈与者の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「耕作できないため、贈与する」というもので、総会資料13ページに案内図がございます。

4番、松子にお住まいの受贈者が、市原市にお住まいの贈与者が所有する松子の田2筆、合計4,050㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「遠方で耕作できないため贈与する」というもので、総会資料14ページに案内図がございます。

続きまして、④賃借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、前林にお住まいの賃借人が、七沢にお住まいの賃貸人が所有する、名古屋の畑1筆、1,767㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は、「自宅から近く、耕作しやすい申請地を借りて就農したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

賃貸人の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を貸したい」というもので、総会資料15ページに案内図がございます。

2番、前林にお住まいの賃借人が、成井にお住いの賃貸人が所有する、成井の田1筆、741㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は、「自宅から近く、耕作しやすい申請地を借りて就農したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

賃貸人の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を貸したい」というもので、総会資料16ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、現況：畑2筆を取得し、ミニトマト、しそ、パクチー、モロヘイヤ、みかん、きんかん、梅を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑2筆を取得し、ピーマン、トマト、ナス、小松菜、じゃがいも等を作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑1筆を取得し、甘藷、人参を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、畑1筆を取得し、育苗ハウスとして使用したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、現況：田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の8番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番は、畑1筆を取得し、栗、柿を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の

集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の8番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

**○議長** 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。  
(坂田小委員長の挙手あり)

**○議長** 坂田小委員長

**○小委員長** 去る4月7日、午後1時から、市役所議会棟、執行部控室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名、合計10名の出席により、新規就農に係る面接の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、下福田区騒音地域集会所の南、市道松崎下福田線の西側に隣接する農地で畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

**○議長** 坂田小委員長

**○小委員長** 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、中台小学校の東、市道米野宮下線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。続きまして、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、所一集会所の北、市道権現前野口線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、大栄ニュータウン集会所の西、国道51号線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「加良部に住んでいて、農機具等はどうするのか。」との質問があり、事務局からは、「申請地の近くに知人がおり、農機具等は貸してもらおうと聞いています。」との回答がありました。また、「経営面積があるが作業場は2つあるのか。」との質問があり、「空港移転で2月末に多古町から転入してきた方で、記載されている経営面積は、多古町発行の営農証明の面積です。本申請が許可されれば2つになります。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案に

ついて、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

**○議長** 坂田小委員長

**○小委員長** 議案第1号、農地法第3条①売買の5番につきましては、申請地は、宝田公民館の北東、市道宝田下堤線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

**○議長** 坂田小委員長

**○小委員長** 議案第1号、農地法第3条①売買の6番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、県道成田滑河線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

**○議長** 大竹委員

**○大竹委員** 譲受人は、蓮の栽培を行っている方ですが、育苗ハウスは水稲用なのでし  
ょうか。

(渡邊副主査の挙手あり)

**○議長** 渡邊副主査

**○渡邊副主査** 譲受人の父が水稲を栽培しており、手伝いながら引き継いでいくとのこと  
です。

**○議長** その他質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。続きまして、①売買の7番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の7番につきましては、申請地は、宝田公民館の北東、市道宝田下堤の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。続きまして、①売買の8番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の8番につきましては、申請地は、青山コミュニティセンターの北東、市道高青山旧県道線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。

続きまして、②交換につきましては、相互に関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条②交換の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の1番は、田1筆を取得し、育苗ハウスとして使用したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条②交換の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の2番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②交換の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②交換の1番及び2番につきましては、申請地は、北須賀青年館の東、市道北須賀田中堀線の西側及び北須賀青年館の北西、市道北須賀4号線の東側に位置する農地で、それぞれ田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「交換にしては面積に差がありますが、合意の上で交換する

のか。」との質問があり、事務局からは、「約350㎡の面積の差がありますが、交換で問題がないか事前に税務署等に確認したところ、問題ないと聞いています。」との回答がありました。また、「北須賀字和田前903番5」について既にハウスが建っているようだが、所有者は誰なのか。」との質問があり、「今回の申請地にあるハウスは譲受人が所有者であるため、土地所有者をきちんとするための交換であると聞いています。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、②交換の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(湯浅委員の挙手あり)

**○議長** 湯浅委員

**○湯浅委員** 事由が「耕作及び管理において利便性が増すため」となっていますが、土井さんに関しては今の所有地の方が自宅から近いのですが、利便性は増すのでしょうか。

(渡邊副主査の挙手あり)

**○議長** 渡邊副主査

**○渡邊副主査** 譲受人の所有地が一筆だけ他の耕作地から離れており、譲受人の希望で交換となっています。

**○議長** その他質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、②交換の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、②交換の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の1番は可決されました。続きまして、②交換の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の2番は可決されました。

次に、③贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

**○議長** 伊藤主任主事

**○伊藤主任主事** 3条③贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添

付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。

続きまして、3条③贈与の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の2番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。

続きまして、3条③贈与の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の3番は、田3筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。

3条③贈与の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の4番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

**○議長** 続きまして、③贈与の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。  
(坂田小委員長の挙手あり)

**○議長** 坂田小委員長

**○小委員長** 議案第1号、農地法第3条③贈与の1番につきましては、申請地は、伊能三区公民館の南、市道合子鶴巻線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、③贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします  
(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、③贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の1番は可決されました。  
続きまして、③贈与の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。  
(坂田小委員長の挙手あり)

**○議長** 坂田小委員長

○**小委員長** 議案第1号、農地法第3条③贈与の2番につきましては、申請地は、伊能二区公民館の南、市道引地鹿駒線の南側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の報告につきまして、③贈与の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、③贈与の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の2番は可決されました。続きまして、③贈与の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○**議長** 坂田小委員長

○**小委員長** 議案第1号、農地法第3条 ③贈与の3番につきましては、申請地は、大栄支所の北東、市道伊能松子線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の報告につきまして、③贈与の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、③贈与の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の3番は可決されました。続きまして、③贈与の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○**議長** 坂田小委員長

○**小委員長** 議案第1号、農地法第3条 ③贈与の4番につきましては、申請地は、松子公民館の北西、市道大崎大庭台線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の報告につきまして、③贈与の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、③贈与の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の4番は可決されました。

次に、④賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条④賃借権の設定の1番及び2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は畑1筆を賃借し、トマト、甘藷を、賃借権の設定の2番は畑1筆を賃借し、トマトを作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番及び2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、④賃借権の設定の1番及び2番につきましては、同一の賃借人による申請であり関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条④賃借権の設定の1番及び2番につきましては、申請地は、下総みどり学園の南東、市道七沢青山新田線の南側及びビバランドコミュニティセンターの南東、市道成井下口線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、④賃借権の設定の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(藤崎委員の挙手あり)

○議長 藤崎委員

○藤崎委員 事由が、「自宅から近く耕作しやすい」となっていますが、今回の申請地までは自宅から車で15分となっています。どのくらいまでが近いと判断されるのでしょうか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 特に規定はないのですが、申請者が近いと判断していると思われます。

(木村委員の挙手あり)

○議長 木村委員

○木村委員 申請地にはハウスがありますが、ハウスでトマトを栽培するということでしょうか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 新規就農してハウスでトマトを栽培する計画です。ハウスが建っていない場所では、甘藷を栽培するとのことでした。

○議長 その他質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番及び2番を採決いたします。採決は案件ごとに行います。それでは④賃借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、④賃借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。退室されていた、浅井委員の入室をお願いします。

(浅井 委員 入室)

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、と関連がございますので、

審議の都合上、順序を変更し、報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢 事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集55ページをお開きください。

「報告第2号農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」でございます。3件の取下願いがありました。

内容につきましては、全て①売買ですが、1番から3番まで、この後審議いただきます、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、の①売買の2番と関連がございますので、一括して報告をさせていただきます。

令和7年2月7日開催の第20回総会で、許可相当としてご承認をいただいた案件でございますが、1番につきましては、「一部の土地が非農地となったため」2番及び3番につきましては、「地目が非農地となったため」、許可申請の取下願が提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第2号農地法第5条の規定による許可申請の取下願につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集9ページでございます。

「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で6件の申請がございました。

① 売買でございます。2件の申請がございました。

1番、譲受人である大阪市の法人が、伊能にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の畑1筆、1,054㎡を売買により取得し、「太陽光発電設備用地として転用したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

続きまして、2番は、先ほど報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について報告をさせていただいた案件ですが、農地法の手続きを必要とする農地について、再申請がございました。

2番、譲受人である多良貝の法人が、駒井野及び船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、駒井野の畑3筆、合計10,207㎡を売買により取得し、「駐車場(358台)用地として転用したい」という申請でございます。

資料につきましては、総会資料19ページに案内図、20ページに公図の写しがございます。

続きまして、②賃借権の設定でございます。4件の申請がございました。

1番、賃借人である栃木県大田原市の社会福祉法人が、川栗にお住まいの賃貸人が所有する、川栗の畑1筆、2,294㎡を借り受け、駐車場(普通80台)用地として転用したいという申請でございます。総会資料21ページに案内図、22ページに公図の写しがございます。

2番、賃借人である船橋市の法人が、堀籠にお住まいの賃貸人が所有する、堀籠の田4筆及び畑1筆、合計6,818㎡を借り受け、駐車場(普通81台)及び資材置場用地として転用したいという申請でございます。総会資料23ページに案内図、24ページに公図の写しがございます。

続きまして、3番及び4番につきましては、同一申請者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

三里塚御料にお住まいの賃借人が、3番は、多古町にお住まいの賃貸人が所有する、官林の畑1筆、140㎡を、4番は、官林にお住まいの賃貸人が所有する、官林の畑1筆、191㎡を借り受け、進入路用地として令和10年5月9日まで、一時転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料25ページに案内図、26ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明とさせ

ていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**○議長** それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条①売買の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。資力及び信用については、残高証明書及び融資確約書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年6月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、申請に係る農地1,054平方メートルの敷地に、太陽光パネル164枚を設置する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

**○議長** 坂田小委員長

**○小委員長** 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、大栄みらい学園の東、市道伊能赤池線を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条①売買の2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場（358台）用地です。なお、この案件については、2月の総会にて一度諮っておりますが、法務局の手続きの関係で、5筆から3筆に変更され、再申請されたものです。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性について、令和7年5月1日着手、令和10年4月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。周辺農地の営農への支障について、雨水は計画地内で全て調整池に流入するようにします。また、境界に緑地を設け土砂の流出を防止します。また、建造物を造る予定はないことから、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田小委員長の挙手あり）

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、成田空港の南西、市道大清水駒井野線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

（青柳主査の挙手あり）

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条②賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場（普通80台）用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性について、許可後着手、令和7年7月31日完了の予定です。計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、②賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田小委員長の挙手あり）

**○議長** 坂田小委員長

**○小委員長** 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、国際医療福祉大学成田病院の北、市道大清水東和田線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（湯浅委員の挙手あり）

**○議長** 湯浅委員

**○湯浅委員** 申請地の隣接地には国際医療福祉大学の福祉施設がありますが、賃借人である法人はこの福祉施設の運営法人でしょうか。

**○事務局** その通りです。

**○議長** その他質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

**○議長** 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

（青柳主査の挙手あり）

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条②賃借権の設定の2番です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、特別の立地条件を必要とし、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、駐車場（普通81台）及び資材置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性について、令和7年5月1日着手、令和7年12月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、既存の施設用地約22,000平方メートルであり拡張部分の敷地面積6,818平方メートルに、駐車場及び資材置場を設ける計画で事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田小委員長の挙手あり）

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、成田新産業パークの北、市道浅間3号線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されており、草が生い茂っておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の2番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の2番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の3番及び4番でございますが、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条②賃借権の設定の3番及び4番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、進入路用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性について、許可後着手、令和10年5月9日完了の予定です。計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の3番及び4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の3番及び4番につきましては、申請地は、官林公民館の西、市道伊能赤池線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 進入路とのことですが、大型トラックが通ると、既存の道路が通りにくくなるため、自分の畑に行くために進入路が必要であるとのことでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 その通りです。

○議長 その他質問等ございますでしょうか。

(加藤委員の挙手あり)

○議長 加藤委員

○加藤委員 進入路とのことで、埋め立てに伴い必要となるものとのことですが、何を埋め立てるのでしょうか。申請地の先が賃貸人の土地なのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 申請地の周辺が山林であり、そちらに建設発生土を埋め立てると聞いております。

○議長 その他ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の3番及び4番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。それでは、②賃借権の設定の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の3番は可決されました。

○議長 続きまして、②賃借権の設定の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の4番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年4月）について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集12ページをお開き願います。

「議案第3号農用地利用集積等促進計画案（令和7年4月）について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、13ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、15ページ及び16ページの総括表により、ご説明いた

します。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、17ページから42ページをご覧ください。

それでは、議案集15ページをご覧ください。

1-1促進計画一括方式による利用権設定でございます。

合計面積は331,435.3㎡、田188筆54件、238,453.3㎡、畑35筆16件、92,982㎡でございます。詳細につきましては、議案集17ページから27ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積102,960.3㎡、田80筆26件、81,079.3㎡、畑11筆3件、21,881㎡、再設定が、契約面積228,475㎡、田108筆28件、157,374㎡、畑24筆13件、71,101㎡でございます。

続きまして1-2促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集28ページから38ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

続きまして、議案集16ページをご覧ください。2再配分の転貸でございます。

合計の契約面積は51,131.28㎡、田49筆17件で、詳細につきましては、議案集39ページから41ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

その下の3貸付でございます。

本件につきましては、所有者が死亡し、相続人全員が相続放棄をしたため、農地法に基づき、令和6年7月に所有者不明農地の告示を行い、所有権者等の申し出がなかったことから、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が貸し付けることができることとなりました。その結果、転貸ではなく、貸付の扱いになるものです。

なお、合計の契約面積は4,672㎡、田5筆1件で、詳細につきましては、議案集42ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第3号農用地利用集積等促進計画案（令和7年4月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長** 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田小委員長の挙手あり）

**○議長** 坂田小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年4月）につきまして

は、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(湯浅委員の挙手あり)

○議長 湯浅委員

○湯浅委員 利用権の設定をするもので、区長とあるのですが、これはどういった状況なのでしょうか。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 地縁団体である区が農地を所有していることから、区長名となっているのと思います。

○議長 その他質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案(令和7年4月)について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 恐れ入りますが、議案集43ページをお開きください。

「議案第4号令和7年度最適化活動の目標の設定等について」でございます。

内容につきましては、令和7年4月1日現在の農地集積面積等の状況を踏まえ、令和7年度における最適化活動の目標を設定するものでございます。

44ページをご覧ください。初めに「I 農業委員会の状況」でございます。

「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の4月1日時点の状況でございます。

「2 農家・農地等の概要」につきましては、直近の農林業センサスに基づき記載しております。

続きまして、45ページをご覧ください。「II 最適化活動の目標」でございます。

「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」につきましては、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者に対する集積に関するものでございます。

令和7年4月1日現在の集積率が46.7%、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める、農地の集積の目標年度である、令和14年度の目標は、『効率的かつ安定的な農業経営を営む者』に対する目標値である55%を記載しております。

中段の「(2)遊休農地の解消」につきましては、農業利用最適化委員が農地法第30条の規定に基づく現地確認を行った結果を踏まえ、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積277haに対し、草刈等で解消可能と判断される、緑区分の遊休農地の5分の1に当たる面積55haの解消を目標として記載いたしました。

46ページをご覧ください。「(3)新規参入の促進」につきましては、過去3カ年の農用地利用集積計画による権利移動面積の平均値の1割の面積を目標として記載いたしました。

「2最適化活動の活動目標」につきましては、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は1月あたり6日、(2)活動強化月間は利用状況調査を実施する予定の8月～10月の3カ月間としております。(3)新規参入相談会への参加につきましては、千葉県農業会議が主催する新規参入相談会へ年1回、web会議での参加を予定しております。

なお、今後の予定といたしましては、総会でご審議いただいた後、ホームページ及び事務局窓口等で公表いたします。また、議案の内容につきましても、県を通じて関東農政局へ提出し、県及び農林水産省ホームページで公表する予定となっております。

以上で「議案第4号令和7年度最適化活動の目標の設定等」についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長** 次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田小委員長の挙手あり)

**○議長** 坂田小委員長

**○小委員長** 議案第4号、令和7年度最適化活動の目標の設定等につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集47ページをお開き願います。

「報告第1号専決処分について」でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集48ページでございます。

「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

8件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集52ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。3件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集53ページでございます。

「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。2件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集54ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。

5条で2件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第1号専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(加藤委員の挙手あり)

○議長 加藤委員

○加藤委員 転用事実確認証明とは、何のために交付するのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査員

○青柳主査 転用の許可を受けた後に、実際にその通り転用した後に確認をするものです。その証明をもって地目を変更する手続きを行います。

○議長 その他質問等ございますでしょうか。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集57ページをご覧ください。

「報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。20件の通知がございました。

借借人及び貸借人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集64ページをご覧ください。

「報告第4号農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、香取支局より2件、成田出張所より10件、②成田市の照会分として1件、合計13件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第4号農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第22回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時25分)